資料５

第４次犯罪被害者等基本計画（令和３年３月30日閣議決定）の実施状況の評価（案）

第１　損害回復・経済的支援等への取組

<table>
<tr><td rowspan="4">１
損害賠償についての援助等</td><td colspan="2">講じられた主な施策（[]内は施策番号）</td></tr>
<tr><td>日本司法支援センターによる支援[１・２]</td><td>法テラスにおいて、経済的に余裕のない者が民事裁判等手続を利用する際の弁護士費用等の立替えを行う民事法律扶助などの支援が行われた。
また、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士（精通弁護士）の紹介が行われたほか、犯罪被害者支援に携わる職員等に対し研修が実施された。
法テラスによる支援
<table>
<tr><td></td><td>令和３年度</td><td>令和４年度</td><td>令和５年度</td><td>令和６年度</td></tr>
<tr><td>精通弁護士紹介件数</td><td>1,181件</td><td>1,529件</td><td>2,516件</td><td>【P】</td></tr>
<tr><td>精通弁護士名簿登載者数（いずれも翌年４月現在）</td><td>3,925人</td><td>3,963人</td><td>4,019人</td><td>【P】</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>損害賠償請求制度等に関する情報提供の充実[３]</td><td>犯罪被害者等が刑事手続の成果を利用して簡易迅速に犯罪被害の賠償を請求することを可能とする損害賠償命令制度について、犯罪被害者等向けのパンフレットやＤＶＤによる周知が行われた。
損害賠償命令制度の運用状況
<table>
<tr><td></td><td>令和３年</td><td>令和４年</td><td>令和５年</td><td>令和６年</td></tr>
<tr><td>新受</td><td>308件</td><td>284件</td><td>311件</td><td>【P】</td></tr>
<tr><td>既済</td><td>344件</td><td>281件</td><td>282件</td><td>【P】</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>受刑者の作業報奨金を損害賠償に充当することが可能である旨の周知[９]</td><td>法務省において、受刑者の作業報奨金を損害賠償に充当することが可能であることについて、刑執行開始時における指導等の際に告知されたほか、受刑者の居室内に備え付けている「所内生活心得」等の冊子に記載し、周知が図られた。
作業報奨金の被害者送金の状況
<table>
<tr><td></td><td>令和３年</td><td>令和４年</td><td>令和５年</td><td>令和６年</td></tr>
<tr><td>件数</td><td>233件</td><td>217件</td><td>262件</td><td>【P】</td></tr>
<tr><td>金額</td><td>3,507,200円</td><td>3,062,500円</td><td>3,591,170円</td><td>【P】</td></tr>
</table>
※被害者送金の目的は必ずしも損害賠償に限らない。</td></tr>
<tr><td colspan="2">評価</td></tr>
<tr><td colspan="2">損害賠償についての援助等に係る基本計画の取組は確実に実施されていると評価できる。
今後も、犯罪等により生じた損害について第一義的責任を負う加害者の損害賠償責任をいかにして履行させるかということも含め、損害回復に向けた取組が行われる必要がある。</td></tr>
</table>

<table>
<tr>
<td rowspan="2">２
給付金の支給に係る制度の充実等</td>
<td>犯罪被害給付制度の運用改善［13］</td>
<td>警察庁から都道府県警察に対し、教示の原則、適正かつ迅速な裁定等、適正な犯罪被害給付制度の運用について指導がなされた。令和５年７月には、警察庁から都道府県警察に対し、「犯罪被害給付制度における仮給付の更なる推進について（通達）」（令和５年７月 24 日付け警察庁長官官房教養厚生課長通達）が発出され、仮給付の更なる推進が指示された。

仮給付決定に係る犯罪被害者数
<table>
<tr><th>令和３年度</th><th>令和４年度</th><th>令和５年度</th><th>令和６年度</th></tr>
<tr><td>18 人</td><td>28 人</td><td>41 人</td><td>【Ｐ】</td></tr>
</table>

このほか、「犯罪被害者等施策の一層の推進について」（令和５年６月６日犯罪被害者等施策推進会議決定。以下「令和５年６月推進会議決定」という。）に基づく取組として、令和６年６月、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令（昭和 55 年政令第 287 号）が改正され、各給付基礎額の最低額が引き上げられるとともに、遺族給付基礎額の算定における加算額が新設され、例えば、幼いこどもが犯罪被害により亡くなった場合にその両親に対して支給される遺族給付金について、320 万円であったものが 1,060 万円になるなど、給付水準が大幅に引き上げられた。</td>
</tr>
<tr>
<td>性犯罪被害者の医療費の負担軽減［14］
カウンセリング等心理療法の費用の負担軽減等［15］</td>
<td>警察庁において、都道府県警察における性犯罪被害者の医療費及び犯罪被害者等のカウンセリング費用の公費負担制度に要する経費の補助に係る予算が措置されるとともに、できる限り全国的に同水準を確保し、かつ、その底上げを図るよう、都道府県警察に対し指導がなされた。
その結果、各制度の利用が進んでいるほか、カウンセリング等心理療法の費用の公費負担については投薬料及び入院費の支給が可能となった。
性犯罪被害者の医療費の公費負担制度の利用件数
<table>
<tr><th>令和３年度</th><th>令和４年度</th><th>令和５年度</th><th>令和６年度</th></tr>
<tr><td>4,249 件</td><td>5,139 件</td><td>6,862 件</td><td>【Ｐ】</td></tr>
</table>

犯罪被害者等のカウンセリング費用の
公費負担制度の利用件数
<table>
<tr><th>令和３年度</th><th>令和４年度</th><th>令和５年度</th><th>令和６年度</th></tr>
<tr><td>2,033 回</td><td>2,338 回</td><td>3,466 回</td><td>【Ｐ】</td></tr>
</table>
</td>
</tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="3"></td><td>地方公共団体による見舞金制度等の導入促進等［17］</td><td>警察庁から地方公共団体に対し、職員を対象とする会議や研修等の機会を捉えて、犯罪被害者等に対する見舞金の支給制度や生活資金の貸付制度の導入が要請されるとともに、メールマガジン等を通じ、これらの制度の導入状況について情報提供が行われた。

見舞金の支給制度の導入状況（各年４月１日現在）
<table>
<tr><td></td><td></td><td>令和３年</td><td>令和４年</td><td>令和５年</td><td>令和６年</td></tr>
<tr><td rowspan="2">都道府県
（全47）</td><td>直接支給</td><td>8</td><td>13</td><td>16</td><td>21</td></tr>
<tr><td>市区町村補助</td><td>3</td><td>5</td><td>4</td><td>4</td></tr>
<tr><td colspan="2">政令指定都市（全20）</td><td>9</td><td>12</td><td>14</td><td>17</td></tr>
<tr><td colspan="2">市区町村（全1,721）</td><td>377</td><td>464</td><td>631</td><td>863</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td colspan="2">評価</td></tr>
<tr><td colspan="2">犯罪被害者等給付金の支給額の大幅引上げ、警察による公費負担制度の充実、地方公共団体による見舞金制度等の導入等、給付金の支給による経済的支援制度が一層充実したものと評価できる。
今後は、犯罪被害給付制度における仮給付の推進といった運用面の改善も含め、国や地方公共団体における経済的支援制度の充実について必要な施策を検討していく必要がある。</td></tr>
</table>

<table>
<tr>
<td>３
居住の安定</td>
<td>公営住宅への優先入居等［20～24］</td>
<td>
国土交通省から地方公共団体に対し、犯罪被害者等を公営住宅の優先入居対象とすることの積極的な検討や保証人確保を求めないなどの配慮を要請する通知が発出されるとともに、通知の内容について、地方公共団体を対象者とする研修会等において周知が行われたほか、犯罪被害者等を優先入居対象としている団体の情報の共有がなされた。
犯罪被害者等の公営住宅への優先入居等の状況
（各年 12 月１日現在）
<table>
<tr><th></th><th>令和３年度</th><th>令和４年度</th><th>令和５年度</th><th>令和６年度</th></tr>
<tr><td>優先入居</td><td>711 件</td><td>723 件</td><td>769 件</td><td>【Ｐ】</td></tr>
<tr><td>目的外使用</td><td>66 件</td><td>83 件</td><td>187 件</td><td>【Ｐ】</td></tr>
</table>
※　都道府県及び政令指定都市に限る。
公営住宅等の入居に際して配慮を行う制度の導入状況
（各年４月１日時点）
<table>
<tr><th></th><th>令和３年度</th><th>令和４年度</th><th>令和５年度</th><th>令和６年度</th></tr>
<tr><td>都道府県（全 47）</td><td>47</td><td>47</td><td>47</td><td>47</td></tr>
<tr><td>政令市（全 20）</td><td>18</td><td>20</td><td>20</td><td>20</td></tr>
<tr><td>市区町村
（全 1,721）</td><td>428</td><td>489</td><td>592</td><td>733</td></tr>
</table>
このほか、犯罪被害者等を含む住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するため、制度の周知が行われたほか、居住支援協議会及び居住支援法人による住宅確保要配慮者への住居のマッチング・入居支援等の取組に対し、費用の補助が実施された。また、令和６年には、市区町村による居住支援協議会設置の努力義務化や住宅と福祉の関係者が連携した地域における総合的・包括的な居住支援体制を整備することなどを内容とする住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和６年法律第 43 号）が成立した。
</td>
</tr>
</table>

被害直後及び中期的な居住場所の確保[25～30]

女性相談支援センター（旧婦人相談所）や民間のシェルター等における犯罪被害女性等の一時保護について、個々の状況に応じた柔軟な対応や都道府県域を超えた広域的な対応が行われるなど、制度が適切に運用された。

女性相談支援センターにおける一時保護の実施状況

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
要保護女性本人の一時保護人数	3,093 人	2,963 人	【P】	【P】
同伴家族の一時保護人数	2,444 人	2,328 人	【P】	【P】
合計	5,537 人	5,291 人	【P】	【P】

また、児童相談所における虐待を受けたこども等の一時保護についても、迅速な安全確保のためのガイドラインの改正、一時保護施設における個別対応のための環境改善等が行われた。

児童相談所における一時保護の実施状況

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
一時保護施設における一時保護延べ人数	862,864 人	943,739 人	【P】	【P】
所内一時保護件数	26,358 人	26,959 人	【P】	【P】
一時保護委託件数	23,526 人	25,452 人	【P】	【P】

さらに、都道府県警察において運用されている、自宅が居住困難で、かつ、犯罪被害者等が自ら居住する場所を確保できない場合等に、一時的に避難するための宿泊場所に要する経費及び自宅が犯罪行為の現場となった場合におけるハウスクリーニングに要する経費に係る公費負担制度については、警察庁において、当該制度に要する経費の補助に係る予算が措置されるとともに、できる限り全国的に同水準を確保し、かつ、その底上げを図るよう、都道府県警察に対し指導がなされ、宿泊日数や支給額の上限の撤廃又は上限を超える場合でも必要に応じた柔軟な対応が可能となった。

評価

公営住宅の優先入居、一時保護のためのシェルターの確保、一時避難場所借上げやハウスクリーニングに係る公費負担制度等の居住の安定を確保するための施策が着実に講じられたものと評価できる。

引き続き、犯罪被害者等のニーズを踏まえ、居住の安定に向けた適切な支援が提供できるよう、必要な施策が講じられる必要がある。

<table>
<tr><td rowspan="3">４
雇用の安定</td><td>犯罪被害者等の精神的･身体的被害からの回復等のための休暇制度の周知・啓発［37］</td><td>犯罪被害者等の精神的･身体的被害からの回復等のための休暇制度（以下「犯罪被害者等のための休暇制度」という。）の趣旨や導入方法を厚生労働省ウェブサイトにおいて紹介するとともに、制度の意義等について解説した動画及びリーフレットを同ウェブサイトに掲載するなど、周知･啓発のための取組が講じられた。
犯罪被害者等のための休暇制度の企業における認知度
<table><tr><th></th><th>令和３年度</th><th>令和４年度</th><th>令和５年度</th><th>令和６年度</th></tr><tr><td>企業における認知度</td><td>11.6%</td><td>8.7%</td><td>9.4%</td><td>【Ｐ】</td></tr></table>※　「仕事と生活の調和」の実現及び特別な休暇制度の普及促進に関する意識調査による。</td></tr>
<tr><td colspan="2">評価</td></tr>
<tr><td colspan="2">基本計画に基づき各種施策が着実に講じられたものと評価できるが、犯罪被害者等のための休暇制度の認知が十分に進んでいない中で、犯罪被害者等の雇用の安定を確保するためには、行政機関の取組のほか、事業主の理解増進が必要不可欠であることから、今後も、犯罪被害者等が置かれた状況についての理解増進を進めるなど、必要な施策を講じていく必要がある。</td></tr>
</table>

第２　精神的・身体的被害の回復・防止への取組

<table>
<tr><td>１
保健医療サービス及び福祉サービスの提供</td><td colspan="2">講じられた主な施策（[]内は施策番号）</td></tr>
<tr><td></td><td>被害少年等のための治療等の専門家の養成、体制整備及び施設の増強に資する施策の実施[48]

被害少年等に対する学校における教育相談体制等の充実[53]</td><td>児童相談所の職員配置状況について、体制が拡充されたほか、児童相談所虐待対応ダイヤル「189（いちはやく）」やSNS相談「親子のための相談LINE」の運用がなされるとともに、こどもや家庭に対し包括的な相談支援等を行う「こども家庭センター」や訪問による家事支援を行う事業等が創設された。

児童相談所の設置状況・職員配置状況
（各年４月１日現在）
<table><tr><th></th><th>令和３年</th><th>令和４年</th><th>令和５年</th><th>令和６年</th></tr><tr><td>児童相談所数</td><td>225所</td><td>228所</td><td>232所</td><td>234所</td></tr><tr><td>児童福祉司数</td><td>5,168人</td><td>5,783人</td><td>6,138人</td><td>6,432人</td></tr><tr><td>児童心理司数</td><td>2,071人</td><td>2,347人</td><td>2,623人</td><td>2,911人</td></tr></table>
また、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置状況についても、体制が拡充された。

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置状況
<table><tr><th></th><th>令和３年度</th><th>令和４年度</th><th>令和５年度</th><th>令和６年度</th></tr><tr><td>スクールカウンセラー</td><td>9,948人</td><td>10,255人</td><td>10,678人</td><td>【P】</td></tr><tr><td>スクールソーシャルワーカー</td><td>3,091人</td><td>3,241人</td><td>3,747人</td><td>【P】</td></tr></table>
※　経費を補助した任用に限る</td></tr>
<tr><td></td><td>警察における性犯罪被害者に対するカウンセリングの充実[56]</td><td>都道府県警察における部内カウンセラーの配置が整備され、警察におけるカウンセリング体制が拡充された。
また、全ての都道府県警察でカウンセリング費用の公費負担制度が運用された。

部内カウンセラーの配置状況
（各年４月１日現在）
<table><tr><th>令和３年</th><th>令和４年</th><th>令和５年</th><th>令和６年</th></tr><tr><td>45都道府県警察</td><td>46都道府県警察</td><td>47都道府県警察</td><td>47都道府県警察</td></tr><tr><td>185人
（126人）</td><td>177人
（132人）</td><td>182人
（145人）</td><td>209人
（167人）</td></tr></table>
※　括弧内は公認心理師又は臨床心理士の資格を有する職員の人数（内数）。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="3"></td><td>性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの体制強化[59～63]</td><td>内閣府においては、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターについて、性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金により、24時間365日対応化等の運営の安定化及び質の向上が図られた。
また、全国共通番号「#8891（はやくワンストップ）」やSNS相談「Cure time（キュアタイム）」が運用されたほか、令和３年10月に夜間相談や緊急対応のため「性暴力被害者のための夜間休日コールセンター」が設置される、令和４年11月からワンストップ支援センターの通話料が無料化されるなど、相談支援体制の充実が図られた。
性犯罪・性暴力被害者からの相談件数
<table>
<tr><th></th><th>令和３年</th><th>令和４年</th><th>令和５年</th><th>令和６年</th></tr>
<tr><td>ワンストップ相談支援センターへの相談件数</td><td>58,771件</td><td>63,091件</td><td>69,100件</td><td>【P】</td></tr>
<tr><td>「Cure time」への相談件数</td><td>1,317件</td><td>4,281件</td><td>3,736件</td><td>【P】</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td colspan="2">評価</td></tr>
<tr><td colspan="2">警察、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター、児童相談所、学校といった犯罪被害者等の相談を受ける機関の体制が充実し、また、公費負担によるカウンセリングの実施件数も増加しており、犯罪被害者等が心身に受けた影響から回復できるようにするためのサービスの提供が進展したものと評価できる。
今後は、引き続きこれらの機関における相談体制の充実が図られる必要があるほか、中長期的な支援を必要とする場合があることも踏まえて、犯罪被害者等以外も利用できる既存の保健医療サービス及び福祉サービスに確実につないでいくことなど、犯罪被害者等の心身の状況等に応じた途切れない支援を提供していくための取組が講じられる必要がある。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">２
安全の確保</td><td>加害者に関する情報の犯罪被害者等への提供[72]</td><td>法務省において、被害者等通知制度が適切に運用されたほか、令和５年12月から、保護観察中の処遇状況に関する事項として、しょく罪指導プログラムの実施状況等が新たに通知されることとなった。</td></tr>
<tr><td>犯罪被害者等に関する情報の保護[83]</td><td>刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和５年法律第28号）による刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）の改正が令和６年２月から施行され、捜査段階、公判段階及び判決後の各段階における犯罪被害者等の個人特定事項（氏名及び住所等の個人を特定させることとなる事項）の秘匿措置に関する規定が整備され、捜査段階から判決後の段階に至るまで、一貫して犯罪被害者等の個人特定事項を保護することができるようになった。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="3"></td><td>児童虐待の防止及び早期発見・早期対応のための体制整備等［92～98］</td><td>前記のとおり、児童相談所の体制強化、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置の拡充、こども家庭センターの創設等の体制整備がなされた。
また、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律（令和５年法律第 30 号）が令和６年４月から施行され、保護命令制度の拡充及び保護命令違反の厳罰化がなされた。</td></tr>
<tr><td colspan="2">評価</td></tr>
<tr><td colspan="2">刑事訴訟法の改正、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）の改正等、犯罪被害者等の保護を図るための制度整備が図られているなどにより、安全の確保についての取組が着実に進展しているものと評価できる。
一方で、例えば行政機関における犯罪被害者等の情報の保護など、安全の確保のための措置は誤りなく確実に講じられる必要があることから、引き続き、施策の実施状況を毎年の年次報告等を通じて確実に検証するとともに、新たに創設された制度の運用状況について注視していく必要がある。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">３
保護、捜査、公判等の過程における配慮等</td><td>職員等に対する研修の充実［106～119］</td><td>犯罪被害者等支援に関わる行政機関の職員、捜査機関の職員等に対して、二次的被害の防止や相談等への対応能力の向上のための研修が実施された。</td></tr>
<tr><td colspan="2">評価</td></tr>
<tr><td colspan="2">犯罪被害者等に対する二次的被害を防止するなどのために、機会をとらえた各種研修が着実に実施されているものと評価できる。
今後も、犯罪被害者等に対する支援に携わる者が共通して身につけておくべき事柄について研修が実施されるとともに、各関係機関の特性に応じた研修が実施される必要がある。</td></tr>
</table>

第３　刑事手続への関与拡充への取組

<table>
<tr><td>１
刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等</td><td colspan="2">講じられた主な施策（[] 内は施策番号）</td></tr>
<tr><td></td><td>加害者処遇における犯罪被害者等への配慮の充実[154～158]</td><td>
矯正施設においては、収容されている加害者のうち必要な者に対し、「被害者の視点を取り入れた教育」の受講を義務付け、犯罪被害者等の心情等の理解を深め、謝罪や被害弁償等の具体的な行動を促す指導が実施された。
また、刑事施設においては、令和５年 12 月から、入所から出所まで継続した指導を実施できるように改訂したプログラムによる指導が開始された。
さらに、令和４年６月に刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成 17 年法律第 50 号）及び少年院法（平成 26 年法律第 58 号）が改正され、新たに矯正施設における犯罪被害者等の心情等の聴取・伝達制度が導入され、令和５年 12 月から運用が開始された。
刑事施設における「被害者の視点を取り入れた教育」の受講開始人員
<table>
<tr><td>令和３年度</td><td>令和４年度</td><td>令和５年度</td><td>令和６年度</td></tr>
<tr><td>468 人</td><td>530 人</td><td>481 人</td><td>【P】</td></tr>
</table>
少年院における「被害者の視点を取り入れた教育」の受講修了人員
<table>
<tr><td>令和３年</td><td>令和４年度</td><td>令和５年度</td><td>令和６年度</td></tr>
<tr><td>48 人</td><td>41 人</td><td>45 人</td><td>【P】</td></tr>
</table>
矯正施設における心情等聴取・伝達制度の利用状況（令和５年 12 月～令和６年 11 月）
<table>
<tr><td></td><td>刑事施設</td><td>少年院</td><td>合計</td></tr>
<tr><td>受理</td><td>96 件</td><td>40 件</td><td>136 件</td></tr>
<tr><td>聴取</td><td>84 件</td><td>38 件</td><td>122 件</td></tr>
<tr><td>伝達</td><td>80 件</td><td>33 件</td><td>113 件</td></tr>
</table>
保護観察所においては、犯罪被害者等の心情や状況を聴取し、保護観察対象者に伝達する制度の適切な運用が図られた。
保護観察対象者に係る心情等聴取・伝達件数
<table>
<tr><td>令和３年</td><td>令和４年</td><td>令和５年</td><td>令和６年</td></tr>
<tr><td>182 件</td><td>170 件</td><td>154 件</td><td>【P】</td></tr>
</table>
※　令和５年 11 月までは、心情等伝達制度による伝達件数を計上
</td></tr>
<tr><td></td><td>犯罪被害者等の視点に立った保護観察処遇の充実[159</td><td>令和４年６月に更生保護法（平成 19 年法律第 88 号）が改正され（令和５年 12 月施行）、犯罪被害者等の被害の回復又は軽減に誠実に努めるよう、必要な指示等の措置をとることが保護観察対象者に対する指導監督の方法として追加されるとともに、犯罪被害者等の被害を回復し、又は軽減する</td></tr>
</table>

	～162]	ためにとった行動の状況を示す事実について、保護観察官又は保護司に申告又は当該事実に関する資料を提示することが保護観察における遵守事項の類型に追加された。 　これらを踏まえた保護観察官等による指導監督として、保護観察対象者が、具体的な賠償計画を立てて、犯罪被害者等に慰謝の措置を講ずることを生活行動指針として設定し、これに即して行動するよう指導するなどの取組が実施されている。
	評価	
	令和４年６月の法改正等により、犯罪被害者等の心情等を考慮した加害者処遇の仕組みが制度化されるなど、犯罪被害者等の刑事手続への関与拡充への取組が進展したものと評価でき、また、犯罪被害者等の損害回復にもつながることが期待される。 　今後は、これらの制度の適正な運用及び周知を行うとともに、謝罪等の具体的な行動に結びついているかなど施行状況の把握をしつつ、更なる制度の見直しや運用の改善について必要な検討を行っていく必要がある。	

第４　支援等のための体制整備への取組

<table>
<tr><td>１
相談及び情報の提供等</td><td colspan="2">講じられた主な施策（[] 内は施策番号）</td></tr>
<tr><td></td><td>地方公共団体における総合的かつ計画的な犯罪被害者等支援の促進[166]</td><td>警察庁において、地方公共団体における犯罪被害者等支援を目的とした条例等に関する情報の警察庁ウェブサイトへの掲載や、同条例等の制定状況及びこれに基づく主な支援施策等を紹介するメールマガジンの配信に加え、「地方における途切れない支援の提供体制の強化に関する有識者検討会」の取りまとめを踏まえ、「犯罪被害者等施策推進のための条例・計画～最近の動向・ポイント～」の提供などの情報提供等が行われた。

犯罪被害者等支援を目的とした条例等の制定状況
（各年４月１日現在）
<table><tr><td></td><td>令和３年</td><td>令和４年</td><td>令和５年</td><td>令和６年</td></tr><tr><td>都道府県（全47）</td><td>32</td><td>39</td><td>46</td><td>47</td></tr><tr><td>政令指定都市（全20）</td><td>8</td><td>11</td><td>13</td><td>16</td></tr><tr><td>市区町村（全1,721）</td><td>384</td><td>453</td><td>606</td><td>847</td></tr></table>※　令和５年以降は、犯罪被害者等支援を目的とした条例のほかに犯罪被害者等支援のための実効的な事項を盛り込んだ条例も計上している。</td></tr>
<tr><td></td><td>地方公共団体における総合的対応窓口等の充実の促進[168]</td><td>警察庁から地方公共団体に対し、地方公共団体の職員を対象とする会議や研修等を通じ、総合的対応窓口の機能の充実を要請するとともに、令和５年６月推進会議決定に基づく取組として、総合的対応窓口の機能強化を含む地方におけるワンストップサービスの実現に向け、「犯罪被害者等支援におけるワンストップサービス体制構築・運用の手引き」の作成・提供等の取組が行われた。</td></tr>
<tr><td></td><td>地方公共団体における専門職の活用及び連携・協力の一層の充実・強化[169]</td><td>警察庁において、地方公共団体の職員を対象とする会議や研修等を通じ、犯罪被害者等支援の分野における社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師、臨床心理士等の専門職の活用に向けた働き掛けが行われるとともに、社会福祉士、精神保健福祉士等の職能団体に対する協力依頼の働き掛けが行われた。</td></tr>
<tr><td></td><td>被害者支援連絡協議会及び被害者支援地域ネットワークにおける連携の推進[183]</td><td>各都道府県の被害者支援連絡協議会や警察署等を単位とした連絡協議会（被害者支援地域ネットワーク）における関係機関・団体の相互連携が推進されるとともに、死傷者が多数に及ぶ事案等の具体的事例を想定したシミュレーション訓練が行われた。</td></tr>
</table>

	インターネット上の誹謗中傷等に関する取組[194]	総務省が運営を委託している違法・有害情報相談センターで受け付けている相談件数が令和５年度には 6,463 件と過去最多となる中で、令和３年度から同センターの相談員の増員等の体制強化が図られるとともに、行政機関や民間団体等の相談窓口との連携体制が構築され、各機関の取組に関する相互の理解の促進と、機能の相互補完を目指した連携が図られた。
	弁護士による犯罪被害者支援に対する経済的援助に関する検討[209]	令和５年６月推進会議決定等を踏まえ、法務省において、犯罪被害者等が弁護士による継続的かつ包括的な支援及びこれに対する経済的援助を受けることができるよう、犯罪被害者等支援弁護士制度の導入に向けた具体的検討を行うなどし、令和６年４月、同制度を創設することを内容とする総合法律支援法の一部を改正する法律（令和６年法律第 19 号）が成立した。
	評価	
	犯罪被害者等支援を目的とした条例等が全ての都道府県で制定され、政令指定都市及び市区町村における制定も進むなど、地方公共団体における犯罪被害者等支援に関する理解が増進された。また、犯罪被害者等が弁護士による継続的かつ包括的な支援及びこれに対する経済的援助を受けることが可能となる法改正が行われるなど、支援が充実してきているものと評価できる。 引き続き、犯罪被害者等支援を目的とした条例等の制定がない地方公共団体における検討に資するよう、必要な情報提供を行うとともに、既に当該条例等を制定している地方公共団体も含め、地方公共団体における犯罪被害者等に特化した支援制度・サービスの導入検討に資するよう、情報の集約・提供を行っていく必要がある。また、犯罪被害者等支援コーディネーターを中心とした多機関ワンストップサービスを実現するに当たり、必要な施策が講じられる必要がある。 このほか、犯罪被害者等に特化していないものも含め、犯罪被害者等がそのニーズに応じ、利用できる支援制度・サービスが多数ある中で、国においては、支援に携わる各関係機関・団体の職員及び犯罪被害者等の双方の負担を軽減するための情報提供を行っていく必要がある。	
２ 調査研究の推進等	犯罪被害者等の状況把握等のための調査の実施[228]	警察庁において、関係府省庁と連携し、犯罪被害者等が置かれている状況等を把握するため、令和５年 12 月に「犯罪被害類型別等調査」が実施され、その結果が取りまとめられた。
	配偶者等からの暴力等の被害者への支援実態等の調査の実施[229]	内閣府において、令和４年度に性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターにおける被害者支援状況等の調査が実施された。また、令和５年度に配偶者等からの暴力の被害経験等、男女間における暴力による被害の実態に関する調査が実施された。
	法務省における犯罪被害の動向・犯	法務省において、毎年、犯罪による被害の統計や、刑事手続において犯罪被害者等が関与する各種制度の実施状況等の調査結果が犯罪

	罪秘被害者等施策に関する調査の実施[230]	白書に掲載されている。また、犯罪被害者の特性に応じた被害実態の調査・分析として、令和５年度から、第６回犯罪被害実態（暗数）調査等が実施されている。
	犯罪被害者等のメンタルヘルスに関する調査研究の実施[231]	厚生労働省において、令和２年度から令和４年度まで、厚生労働科学研究で「精神保健医療福祉施設におけるトラウマ（心的外傷）への対応の実態把握と指針開発のための研究」が行われたほか、令和５年度からは「精神保健医療福祉分野におけるトラウマインフォームドケア活用促進のための研究」が行われている。
	児童虐待防止対策に関する調査研究の実施[232]	こども家庭庁において、「児童相談所における要保護児童等の援助事例の実態に関する調査研究」等の児童虐待防止対策に関する必要な調査研究が毎年度実施された。
	評価	
	関係府省庁において、犯罪被害者等に関する各種調査研究が実施された。引き続き、犯罪被害者等の置かれた状況等に関する調査研究を実施し、その結果を踏まえた施策を推進していくとともに、調査結果については、犯罪被害者等に対する国民の理解の増進を図るため、広く公表していく必要がある。	
３ 民間の団体に対する援助	民間の団体に対する支援の充実[242～243]	民間被害者支援団体に対しては、講師の派遣や会場の借上げ等の支援が行われたほか、同団体の活動支援に要する経費並びに直接支援業務、相談業務、性犯罪被害者支援業務及び犯罪被害者等支援に関する理解の増進に係る業務の委託に要する経費が予算措置され、同団体への財政援助が行われた。 このほか、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体の活動に関する広報、研修への講師の派遣等の支援が行われた。
	評価	
	犯罪被害者等の支援において民間の団体が果たす役割は重要であり、その活動の促進を図るため、財政援助も含めた各種の施策が講じられた。引き続き、民間の団体に対する援助が実施される必要がある。	

第５　国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

<table>
<tr><td rowspan="4">１
国民の理解の増進</td><td colspan="2">講じられた主な施策（[] 内は施策番号）</td></tr>
<tr><td>性犯罪・性暴力対策に関する教育の推進[254]</td><td>文部科学省において、幼児期・小学校・中学校・高校の各段階に応じて授業等で活用できる教材等の作成・公表、モデル事業の実施や事例集の作成・公表等、「生命（いのち）の安全教育」の全国展開が進められた。</td></tr>
<tr><td>犯罪被害者等による講演会の実施［256］</td><td>毎年度、警察において、教育委員会等の関係機関と連携し、中学生・高校生等を対象とした犯罪被害者等による講演会「命の大切さを学ぶ教室」が開催され、また、同教室の効果の向上を図るとともに、犯罪被害者等への理解と共感を深めるため、警察庁主催の作文コンクールが開催された。</td></tr>
<tr><td>犯罪被害者週間に合わせた集中的な広報啓発活動の実施[258]</td><td>犯罪被害者等が置かれている状況等について国民の理解・共感を深め、犯罪被害者等施策への協力を確保すること等を目的として、犯罪被害者週間（毎年 11 月 25 日から 12 月 1 日まで）に合わせた集中的な広報啓発活動が実施された。</td></tr>
<tr><td colspan="2">評価</td></tr>
<tr><td colspan="2">犯罪被害者週間に合わせて犯罪被害者等施策に関する集中的な広報啓発活動が実施されたほか、インターネットやＳＮＳを活用した広報啓発活動を含め、様々な媒体を通じた広報啓発活動、学校における教育等によって、犯罪被害者等支援に関する国民の理解増進に向けた取組が行われた。
今後も、犯罪被害者等施策について、より広く国民の理解を得るとともに、社会全体で犯罪被害者等を支える気運の醸成を図るため、国民一般を広く対象とする広報啓発活動について、一層強化する必要がある。</td></tr>
</table>

○総括

第４次犯罪被害者等基本計画は、第３次犯罪被害者等基本計画（平成28年４月１日閣議決定）に引き続き、４つの基本方針及び５つの重点課題を掲げ、これらに基づき、関係府省庁が横断的かつ総合的な施策を展開してきた。これらの施策にあっては、各重点課題の項目ごとの評価で述べたように、一定の成果をあげたものと評価できる。

しかしながら、犯罪被害者等は犯罪被害に起因する様々な困難に直面しており、また、第一義的責任を有する加害者からの損害賠償を十分に受けることができないことについての切実な声がある中で、加害者の損害賠償責任をいかにして履行させるかということを含め、犯罪被害者等の損害を回復し、また、犯罪被害者等を経済的に支援するための取組について、引き続き検討していく必要がある。

また、損害回復・経済的支援、精神的・身体的被害の回復・防止等に向けた様々な支援の内容を充実させることはもちろん、支援の現場において、支援に携わる各関係機関・団体の違いや当該機関・団体内の部署の違いにかかわらず、ニーズに沿った支援を切れ目なく行っていくため、必要な体制を構築すること、二次的被害の防止等のため、支援に携わる者への研修を充実させることなど、犯罪被害者等への支援を総合的に充実させていく取組についても検討していく必要がある。

さらに、刑事手続等への関与拡充の取組を進めることは、精神的被害の回復に資する面もあり、犯罪被害者等の立場や心情等に一層配慮したものとしていく必要がある。

その上で、犯罪被害者等のための施策の効果は、国民の理解・協力がなければ十分に発揮されず、これらは車の両輪であることから、引き続き、犯罪被害者等が置かれている状況等について国民の理解・共感を深めるための取組も講じられる必要がある。